平成２３年（フ）第１９２７号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地の３
市営上飯田南荘１棟506号
債務者　柴田さおり
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９６４号
名古屋市北区西味鋺１丁目335番地　シャリテ西味鋺Ｓ棟301号
債務者　藤田　和也
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３号
三重県伊賀市小田町249番地の３、前住所三重県津市芸濃町椋本2061番地１　サンハピネス101
債務者　長嶋　勇人（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１０７号
滋賀県東近江市中小路町672番地８
債務者　松井　小枝
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１１９号
滋賀県東近江市妙法寺町663番地２
債務者　清藤　将人
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第６０８号
神戸市長田区五位ノ池町４丁目７番５号
債務者　中村　和彦
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２９号
神戸市長田区水笠通３丁目５番７号
債務者　渡邊　明子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６９号
兵庫県三木市芝町６番35号、従前の住所兵庫県小野市王子町92番地の11
債務者　金岡　絵美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０２号
神戸市灘区鹿ノ下通３丁目３番３号　桜荘32号
債務者　森　　忠雄
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０９号
神戸市長田区松野通４丁目４番12号
債務者　原田静子こと　韓　　静子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７５号
神戸市灘区大石東町１丁目２番１―702号
債務者　天畠　玲子（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２００号
兵庫県伊丹市御願塚６丁目９番28―210号
債務者　真野文男こと　眞野　文男
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５８号
兵庫県豊岡市元町４番39号、営業所兵庫県豊岡市元町４番37号
債務者　オフィスみんとこと　廣井美由紀
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
鳥取県米子市旗ケ崎４丁目16番28号
債務者　住田　賀孝
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第５８号
鳥取県米子市河岡400番地５　ダックスタウン101号
債務者　三谷　真理
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第６０号
鳥取県境港市麦垣町2608番地
債務者　本池　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第９３号
鳥取県米子市皆生温泉１丁目５番17号
債務者　西村　　敏
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部